

第9回岩手県東日本大震災津波復興委員会

(開催日時) 平成24年7月30日(月) 13:00~14:50

(開催場所) 岩手県水産会館 5階 大会議室

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 第8回総合企画専門委員会の概要について
 - (2) 「復興実施計画」の見直しについて
 - (3) 各界の復興に向けた取組状況について
 - ・ 特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会
 - ・ 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会
 - ・ 一般社団法人岩手県銀行協会
 - ・ 岩手県商工会議所連合会
- 3 その他
- 4 閉 会

委員

石川育成 伊東碩子 植田真弘 遠藤洋一 及川公子 大井誠治 小川惇
小田祐士(野田武則委員代理出席) 桑島博 斎藤雅博(高橋真裕委員代理出席)
澤口良喜(中崎和久委員代理出席) 鈴木潤一(佐藤泰造委員代理出席)
田中卓 玉山哲(元持勝利委員代理出席) 長岡秀征
畠山房郎(田沼征彦委員代理出席) 平山健一 福田泰司 藤井克己

オブザーバー

佐々木博 田村誠 工藤勝子 井上明

1 開 会

○小野復興局企画課計画担当課長 それでは、間もなく定刻でございます。ただいまから第9回岩手県東日本大震災津波復興委員会を開催いたします。

初めに、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。本日は、委員19名中13名の御本人の出席、6名の代理出席となっております。過半数を超えておまして、岩手県東日本大震災津波復興委員会設置要綱の規定に基づきまして会議が成立していることを御報告いたします。

なお、平山委員、それから田中委員におかれましては、若干遅れて御到着ということでございます。

また、御報告がございます。前回の会議までオブザーバーをお願いしておりました東北地方整備局三陸国道事務所長の工藤様、それから釜石港湾事務所長の村上様が退任されておりますので、御報告いたします。

2 議 事

(1) 第8回総合企画専門委員会の概要について

○小野復興局企画課計画担当課長 それでは、これからの委員会の運営につきましては、要綱の規定により委員長が議長として進行するということになっておりますので、進行を藤井委員長にお願いいたします。

○藤井克己委員長 それでは、会議次第によりまして議事を進めてまいります。本日の議事事項は、お手元の資料を御覧いただきますように、3件でございます。審議が1件、報告2件、計3件となっております。進行に御協力よろしくお願いいたします。

まず、議事の(1)ですが、第8回総合企画専門委員会、去る7月24日に開催されましたこの概要の御報告をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○小野復興局企画課計画担当課長 復興局企画課、小野でございます。私から第8回総合企画専門委員会の概要につきまして御報告いたします。

お手元の資料1、それから資料2を御覧いただきたいと思います。初めに、資料1でございます。先日7月24日火曜日、第8回総合企画専門委員会が開催されました。議事の内容につきましては、書いておりますとおり現地調査の結果について、それから本日審議をお願いしております「復興実施計画」の見直しについて、この2点でございました。

審議の概要でございます。審議事項につきまして、復興実施計画の見直しにつきましてはさまざま御意見を頂戴いたしまして、基本的に専門委員会の了承をいただいております。その上で、本日の委員会への提出となっております。

また、委員会におけるさまざまな議論、内容を整理し、委員会として迅速な復興の実現のための提言という形でおまとめいただきまして、本日の復興委員会に報告することとなっております。この件につきましては、後ほどの審議の中で御説明申し上げます。

主な意見でございます。復興実施計画の見直しにつきましては、後ほど御説明いたしますが、まずいわて復興レポート(案)につきまして幾つか御意見等を頂戴しております。意識調査では、県民が復興に遅れを感じているけれども、県だけの取組ではなくて、国、市町村、民間など、多様な主体が復興の担い手であるという趣旨をレポートの中に盛り込むべきなどという意見も頂戴したところです。

また、レポート(案)の検討を踏まえまして、復興実施計画(第1期)の見直しについて御審議いただいたところでございます。その中でも、昨年8月の段階では、さまざま国の予算等の状況が不透明な中での策定となっていたといったことも踏まえて、どのような視点で見直すのか、前提条件などが変化したことも計画の冒頭のところでわかりやすく書くべきではないかといった意見等も頂戴したところでございます。これらを踏まえて、所要の見直しを行ったということでございます。

それから、裏の2ページ目でございますけれども、迅速な復興の実現のための提言についてということで、総合企画専門委員会としての提言をまとめていただいたところがございます。これにつきましては、後ほど審議の中で御報告いたします。

また、資料2につきまして、第8回の専門委員会に先立ちまして、6月7日、8日に沿岸北部、沿岸南部におきまして、合わせて6カ所の現地の調査を行い、市町村あるいは住民の皆様と意見交換をしたところがございます。概要につきましては、記載のとおりでございますので、これは省略をさせていただきます。

以上、御報告いたします。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。ただいま資料1、資料2に沿って、7月24日に開催されました第8回総合企画専門委員会の審議の内容を紹介してもらいました。委員の皆様から、何かただいまの報告等に関して御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。

この委員会にメンバーの中で御参加の平山委員、何か補足すること等ありましたらお願いいたします。

○平山健一委員 1つだけ補足させていただきたいと思います。

県の計画が現在進行しておりまして、その進行管理をするために復興状況を示す幾つかの指標がございます。指標は時間とともにどんどん上がってきているということは見受けられるわけですが、現地に行くとやはり住宅とかあまり建ち上がってなくて、原っぱということで、どうもそのあたりの実感がその指標とは違うなということを我々は常々感じておりました。

また、災害自体に対する風化が進んでいるようにも思いまして、6月に2日間、現地視察をさせていただいたわけですが、現地を見て気がつくのは、場所によって随分違うなど感じました。それから、まちづくりとか水産業の復興とって、ある目的に達する過程で順調なところもありますし、あるいはちょっと問題があって止まっているところもあることがわかりまして、そういうところが我々の実感している原因ではないかということに気がついたわけです。そういう点では、6月の11日に県で社会資本の主要5項目につきまして工程表を示しておりますし、市町村別の工程表も示されていまして、非常にわかりやすくなったという印象を持って、私は非常にいいデータだと思っておりました。さらにこれらを踏まえて、もっと迅速に復興を進めるためにはこんなことをしたらよろしいのではないかという提言と、先ほど御説明にありました復興計画自体の見直しを少し検討させていただいた結果を今日、御提案させていただいています。

以上でございます。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。今、平山委員が補足された点は、次の議題の「復興実施計画」の見直しについてのところでも御紹介があるところだと思います。

ほか皆さんから何か御質問等ありますでしょうか。

「なし」の声

○藤井克己委員長 それでは、報告いただいたということで次に移りたいと思います。

(2)「復興実施計画」の見直しについて

○藤井克己委員長 次の議題は、2番です。「復興実施計画」の見直しに関して、まず、いわて復興レポートの御説明をお願いしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○森復興局企画課総括課長 復興局企画課の森と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。私からは、資料3に基づきましていわて復興レポートについて御説明申し上げたいと思います。資料3をお開きいただければ幸いです。

復興計画の進行管理につきましては、この資料3、真ん中に図があります。その右上の進行管理のさまざまなツールを用いて重層的、多角的な調査を行っているところでございます。この調査結果は、それぞれ単独のものを総括して、本県の復興の現状と課題につい

て指し示す報告書として、いわて復興レポートを作成したところでございます。

この報告書については、本日の委員会で御審議いただきました後、復興実施計画の見直しと併せまして来月決定、公表させていただきたいと考えています。

1の目的のところを御覧いただきたいと思いますが、調査の内容は先月末までに実施、公表した各種調査における復興計画に定める3つの原則と、10の取組分野別に取りまとめたものでございます。この内容を踏まえて、今後の復興実施計画の見直しに資するようにしていこうとするものです。

本県の復興への取組について、その見直しばかりではなくて多くの方に広く御理解いただきまして、国内外の積極的な支援と参画を通じた、開かれた復興を進めていくための資料としたいと考えているものです。

構成は、ページの一番下のところに4つに分かれてございます。最初に作成の趣旨を初めのところで述べて、第1章で全体的な復興の状況、第2章で3つの原則、10の分野ごとの状況、最後に人口とか経済とかの各種指標の動きについて整理したというところでございます。

裏面でその概要についてまとめております。レポートの4ページを御覧いただきたいと思います。ここは第1章でございまして、全体の状況についてまとめたところです。最初の四角の部分は、これまでの復興の取組の状況についてまとめたところでして、平成23年度におきましては、まず被災地の復旧、復興の第一歩となる緊急的取組事項を中心に進めたということで、その主な事業について提示しております。このほか、並行いたしまして、復興実施計画441の事業についても進めたということで整理しております。

2つ目の四角ですが、この取組の状況を受けまして、計画の進捗と課題はどうだったのかをまとめたものです。23年度末の中間目標に対する進捗の度合いを見ますと20%ぐらいで、まだ遅れ等が見られる状況になっています。

「また」のところでも書いておりますが、95事業、22.6%が遅れ、または未実施となっております。その要因としては、さまざまなものがありますけれども、この復興実施計画自体が国の第3次補正より前に出たという関係もありまして、国の制度が固まる前に作ったということがありまして、その後に出た有利な制度を活用することによって、その事業を実施したもの、さらに緊急度、優先度が高いものが出てきたので、先送りした等のものがあつたということです。

その四角の下でございまして。このように実施してきたわけですが、復興意識調査の結果について、全体でいいますとやや遅れている、遅れていると感じる方がまだ6割いらっしゃいます。このほかに未回答の方もいらっしゃいますし、積極的なプラスの回答をなさった方を見ますと、2割程度というところになっています。

また、同時に行いました、どのような項目を急いだ方がいいかという調査結果を見ますと、一番下の「また」以下のところですが、被災者が安心して暮らせる住宅、宅地の供給とか再就職の関係、なりわいや暮らしの関係、これを急いでくれというニーズになっています。

5ページを御覧いただきたいと思いますが。5ページの四角は、これらの課題の取りまとめとして、今後どのような方向に向けたらいいかということで取りまとめたところでございます。本格的な復興に向けた基盤づくりが進みつつあるとはいうものの、県民の意識か

らいうと復旧、復興の実感がまだ十分ではないとあります。これらの復興の取組をさらに加速させていくこと、それを見えるように、感じていただけるようにすることが何よりも大事だということでもまとめております。

そのために、人材や資金の重点的な投入とか、さまざまな手続等のボトルネックの解消、あとはどのような事業がどのように行われているのかというきめ細かな情報提供についても十分留意していく必要があるという形で全体をまとめております。

5 ページの真ん中より下は、それに関連する各種調査の結果についてまとめております。5 ページは事業進捗の状況について、6 ページ以下は意識調査の概要についてまとめているところです。

13 ページをお開きいただければ幸いです。12 ページまでが全体の状況ですが、13 ページ以下につきましては3原則、10 分野ごとにそれぞれのポイントをまとめまして、ここは四角が2つになっておりますが、外側の四角のところでは現状と課題についてまとめて、二重の丸い線の四角のところでは今後の取り組むべき方向ということで主な課題取りまとめをした結果、各項目ともこのような構成になっております。

各項目とも同じような構成なのですが、最後になります、101 ページを御覧いただきたいと思っております。最後に付票として、各種客観的な指標がどのように動いてきているのかということで、主な指標を掲げております。101 ページにつきましては、人口の状況がどのように変化しているのか、103 ページからは経済の状況がどのようになっているのか、104 ページは被害の状況、105 ページについては支援の状況ということで全体をまとめております。

今までさまざまなツールを個別にやってきましたが、これをこのようにまとめまして、課題として整理して発信していくためにレポートとしてまとめてはどうかということで考えたところです。

続きまして、これに関連します復興実施計画（第1期）の見直しについて御説明したいと思っております。資料の4を御覧いただきたいと思っております。A3判の両面刷りの紙でございます。

表側の左側の部分、真ん中より左の分、これがこれまでの取組の現状を整理して記載したもので、先ほど御説明いたしました復興レポートの大部分は重なる部分でございます。

一番上に復興の取組状況としまして、23年度はまず緊急的な取組を実施したことをまとめて、その下に3つの原則、例えば、安全の分野では産業廃棄物の処理の進捗状況は13.3%、防災のまちづくりでは採択地区数は103地区等になっているという代表的な指標を提示しております。

暮らしの再建の分野につきましては、住宅の再建、これが加算支援金20.8%まで届くようになりました。あと、医療、福祉、保健の関係の各種データを載せております。

なりわいの再生では、水産業の関係で漁船の整備率61.7%、商工業の再生ということで事業所再開率46.2%という指標を掲げたほか、こういうことを実施してきたということでまとめております。

その下は、先ほど平山委員からも御紹介があったところですが、社会資本の復旧・復興ロードマップの公表ということで、被災者、事業者向けに具体的な今後のことを考えていただく資料とするためにも、こういう計画でやっているという資料の公表を紹介しており

ます。

左下ですが、上の実施を受けまして、各種事業の進捗状況がどうなっているかということですが、全体の22.6%で遅れ、未実施が出ているということです。

それに対しまして、県民の意識はどうなっているのかというのは、その右側の部分です。右から2つ目が40.9%が遅れていると感じている方、その左側のところがやや遅れている、合わせて大体6割程度となっております。そのほかに、一番右側、どちらともいえないとか、わからないという方もいらっしゃいますので、それも合わせますと、かなりの方がまだ復興度の実感には至っていないというようなデータになっています。

あと、その下が併せて行った復興の促進ニーズで、どのようなことを急ぐべきかということ調査しています。3つの列があるうちの一番右側になりますが、一番多いのは雇用の場の確保、2番目が住宅、3番目が再就職というような形になっています。

こういう状況、事業の実施状況、あとは県民の意識を受けまして、復興計画の改訂の検討を進めたところでございますが、冊子の2ページをお開きいただければ幸いです。ここは、実施計画の見直しに関する基本的な考えをまとめたところでございます。この第2段落にもありますとおり、この計画、23年の8月に作成したのですが、その後、国におきまして3次補正の成立、あとは復興特区法の制定、復興庁の設置等、その後の動きがかなりあったところです。また、8月に作られまして、間もなくこの計画自体が1年経つというところもありまして、所要の見直しを行い、現状に合わせてさらに取組を加速させていこうというのが今回の目的の主眼でございます。

3ページ以下は、3つの原則ごとにどのようなことに注力していくかというポイントをまとめたところでございます。3ページのところは、安全の確保の原則ですが、ここにつきましては5つのポイントを載せております。その四角で囲ったところですが、災害廃棄物の処理の促進もありますし、復興の進捗の情報共有、ほかについても力を入れていきたいと考えています。

あと、4ページになりますと、2つ目の原則になります。暮らしの再建の分野でございます。ここの暮らしの再建ですが、まだ4万1,000人ほどの方々が仮設の住宅等で仮住まいの状況でございます。そういう状況ですので、6つのポイントを挙げております。一番上にありますのが迅速で質の高い住環境の整備とか、3つ目になりますと一人一人の復興に向けた情報、自分がこれからどのように取り組んでいくか、自分自身でいろいろ考えていくための情報提供、支援、これも充実させていきたいと考えています。

3つ目の原則がなりわいの再生ですが、5ページです。ここは、産業の再生が中心になるところではございますけれども、4つほど挙げておりまして、漁船の早期整備や二重債務の解消はもちろんのこと、放射性物質の影響対策、これについても十分な対策を講じていきたいと考えています。

今、3原則それぞれについてどのような取組を進めていくかという概略だけ御紹介したところですが、全体を貫く横断的なポイントとしまして3つほど整理しております。1つは人材・資金等の重点的な投入によりまして、これを加速させていきたいと思っております。

下から4分の3ほどのところにボトルネックの解消というものがございます。さまざまな手続とか規制等の問題があつて、ボトルネックがある問題もあります。これについての

解消にも取り組んでいきたいと思っております。

最後に、被災者お一人おひとりに迅速に正確にわかりやすい情報を提供していくということで3つのポイント、これを掲げて各分野において取組をさらに加速させていきたいと考えています。

このような見直しを行ったところですが、見直し前の事業数、全体で441ございました。今回の見直し、その下に追加ですとか休止、廃止、継続見直し、拡充等もございますが、差し引きをしまして全体で463の事業ということで増やしています。

この441、463というのは、2つ以上の分野にまたがってある事業もありますので、実数で申し上げますと見直し前354から、見直し後368、この数は書いていませんが、354から368、14事業出し入れで増やしたということになっています。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。ただいま資料3、いわて復興レポートの説明、それから復興実施計画、この見直しが資料4、取組状況、進捗状況を調べた上で資料4の裏面にあるような見直しを行ったということですね。具体的な実施計画が冊子体になっていますが、資料5でございました。

補足か何かですか。

○森復興局企画課総括課長 大変失礼いたしました。

以上は計画の見直しでございますが、この計画の見直しは、7月24日に総合企画専門委員会で御審議いただきまして、そこで提言を受けておりますので、提言の内容についても併せて御説明させていただきたいと思っております。

資料5を御覧いただければ幸いです。総合企画専門委員会からは、全部で6点につきまして御提言をいただいております。1点目が被災者への復興に関する情報の提供ということでございます。被災者が自ら判断していくためには、情報がわかりやすくきめ細かく提供されていなければならないという御指摘です。それを受けまして具体的な復興施策、事業の内容をわかりやすくきめ細かなのはもちろんなのですが、確実に被災者の皆様のところへ届くように情報提供のあり方について工夫が必要であるというのが1点目でございます。

情報の関係の2点目といたしましては、行政と被災者との間で双方向のコミュニケーションがしっかりと行われるような体制づくり、窓口づくりが必要だという御提言です。

2つ目の御提言が2ページ目でございます。なりわいの再生の加速というのが2つ目です。なりわいの再生につきましては、それぞれの被災復興状況に応じたきめ細かな支援ですとか、各種申請書類の作成支援など、具体的な支援策などを展開しまして、相談支援機能を充実すべきだということです。

この点につきまして、2つのことですが、復興のまちづくりと商店街の再建を十分にリンクさせて、コンパクトでにぎわいがあるまちづくりを目指した議論を具体化すべきであるというのが2つ目の御提言です。

3つ目ですが、被災地域の現状の発信と国への提言・要望の強化ということがあります。官民が連携しまして、国の総力を挙げて今回の復興に取り組んでいただくということで、それを受けまして、被災地域の実情を十分に踏まえて、自主性と主体性が最大限に発揮された復興が迅速に行われるように、引き続き国に対して十分な働きかけを行っていく

べきだというのが1点目です。

この点について、大震災津波の記憶の風化を防ぎまして、さらに人材、財源等の確保を図るために情報発信の一層の強化を図るべきだということが提言されています。

提言の4つ目ですが、復興が進まない原因・課題の検証と阻害要因の解消をということで、各分野の復興施策が何で進まないのかということ徹底的に検証して、そのボトルネックを解消していくことが重要であるということです。これにつきましては、復興実施計画の見直しでもポイントに入れているところです。

3ページ目ですが、5つ目のポイントといたしまして、復興まちづくりの議論を通じて地域における新しい公共の実現を形づくるべきだという御提言です。将来にわたって地域経営の核となる住民と行政、民間の新しい関係の構築を模索していくべきであるということです。

また、復興の取組の中で将来を担う人材が育成され始めているということで、そういう方々が参画し、活躍ができるような機会を十分に考えていくべきであるというのが5つ目の御提言です。

6つ目に、広域的な三陸復興のビジョンの共有を実現するというのが、最後の提言になっています。沿岸地域の歴史的変遷や本県の産業振興の方向性を踏まえまして、沿岸地域が一体となって将来のビジョンを議論し、共有していくのが大事であるという御提言です。具体には三陸創造プロジェクトのブラッシュアップとか、三陸復興のビジョンを共有するための広範な議論を促進すべきであるという御提言になっています。

以上、6つの御提言が総合企画専門委員会から出された提言です。

以上でございます。

○藤井克己委員長 総合企画専門委員会、7月24日開催で取りまとめになった迅速な復興の実現のための提言を御紹介いただきました。

以上、資料3、4、5に基づいて説明をお願いしましたが、ただいまの報告に関しましてご質問等、委員の皆様からおありでしたらお願いしたいと思います。全体が大事なものですが、いかがでしょうか。

では、遠藤委員。

○遠藤洋一委員 御説明ありがとうございました。今、御説明いただきましたそれぞれの資料に関して質問、意見があるのですが、資料ごとに分けて発言させていただいてよろしいでしょうか。

○藤井克己委員長 そうですね。一括してやりますので、順を追ってお願いします。

○遠藤洋一委員 それでは、資料3からお願いしたいと思います。資料3の復興レポート、報告書をまとめていただいたわけですが、まずその1ページ目から。この復興レポートは今後どんな形で作成されるものかということです。目的のところにも今後も継続的に策定、公表を行うという記載がございます。それぞれの管理のツールと言われる部分、進行管理のツールはさまざまで、年数回、また毎月出されるものもあるわけですが、この復興レポートそのものは今後不定期で出されるものか、定期的に提出されるものか、その辺についてまずお伺いしたいと思います。

○藤井克己委員長 今後の進め方に関して遠藤委員から資料3の復興レポートに関する取り扱いで似たような御質問あれば、関連してお受けします。

なければ、どうぞお願いします。

○森復興局企画課総括課長 復興レポートの作成の作業についてですけれども、復興実施計画の図にございますとおり各調査はそれぞれ実施回数が異なります。課題の整理というのは、各復興事業を実施した後で、どのような効果を上げたか、どのような課題を持って今後どうすべきかというPDCAサイクルを回す上で必ず必要になりますので、24年度実施した後でまとめていくということで、1年ごと、年度サイクルで回していきたいと考えております。

○遠藤洋一委員 続けてよろしいでしょうか。

○藤井克己委員長 はい、どうぞ。

○遠藤洋一委員 資料3の2ページに上下2つの図がありますけれども、上はタイトルが「復興計画の進行管理」、下は「進行管理のツールの位置付け」となっております。私としては、下は矢印とかPDCAの記載もあり、こちらが進行管理全体を表わしていると思うのですが。上の図は、1ページには「報告書の位置付け」というタイトルで記載があります。このタイトルについてどう考えているかお伺いします。

○森復興局企画課総括課長 用語の使用は少し乱れているところがありますので、後ほど一括して整理させていただければ幸いです。

○遠藤洋一委員 続けて、済みません。

○藤井克己委員長 はい。

○遠藤洋一委員 10ページ、11ページの県民意識調査の内容についてここに掲げていただいておりますけれども、拝見しまして気になったのは、例えば10ページでは内陸部であり進捗の実感がわからないという項目として「防潮堤や防波堤の整備」というものが挙げられています。それから、沿岸北部を見ますと、「放射能への安全対策」、同じく右のページ、11ページの復興促進ニーズ度を見ますと、沿岸北部では「放射能への安全対策」というものに高い関心が示されております。直接的に甚大な被害を受けた地域以外のところの県民意識をどう分析されておられるのか、それについてもお聞かせいただければと思います。

○森復興局企画課総括課長 さまざまな広報ですとか報道等を通じまして、県民全体の課題としてこの復興を取り上げさせていただいた結果だと思っておりますが、どうしても報道によりますと、自分の目で見えたものもございますし、ニュースから受ける印象等もございますので、いろんな課題が出てくるかとは思いますが。それにつきましては単体で何%だったというのも重要なのですが、今後どのように、例えば内陸で変化していくとか、沿岸で変化していくかと、継続的に見ていくことが重要だと考えています。

○遠藤洋一委員 関連しまして、総合企画専門委員会からも御提言があります情報の提供の仕方といいますか、情報の発信の仕方に関しても考えてみたのですけれども、今までさまざま形で復興の取組についてはPRもやってこられたと思います。その点でいいますと、英文での発信も大変ありがたいことだと思うのですけれども、一般的にパブリックリレーションズの仕方について一層の工夫が必要ではという感じを受けました。大きく分けてみると、今、まさに被災なさっている個人の方々、あるいは事業所の方々、あるいは支援なさっている方に対する発信と、将来に向けて地元の方々あるいは県内外の地域への、また世界への発信等の両方に留意した情報発信が必要だと思います。情報発信の仕方については、事業を進める際にはインプット、アウトプット、又アウトカムをも意識しながら

工夫されて、年に1回は意識調査も実施されるのでしょけれども、それぞれについてきめ細かな情報提供の仕方といいますか情報発信の工夫を、そして前回アーカイブについてもお話しさせていただいたのですけれども、将来に向けての情報提供も進めていただければと思います。

以上でございます。

○藤井克己委員長 はい、どうぞ。

○小野復興局企画課計画担当課長 先ほど10ページ、11ページのところで、沿岸北部の「放射能への安全対策」ということで御指摘が委員からございました。実は、このレポートにはすべてのデータがないのですが、各地域をまたいで放射能への安全対策に対して、例えば実感、ニーズ等、どういうふうになっているかという指数を全体で見ますと、沿岸北部の指数よりも内陸部、その他の地域の方が実は比較的高い、あるいは同じようなものといった結果になっています。地域ごとには相対的な順位からいって沿岸の方が若干高いということで、御説明が足りなかった点もあるかと思うのですけれども、そういった特徴があるということで御理解をいただければと思います。

○藤井克己委員長 今の遠藤委員の御指摘は、資料3の中で情報提供のことも話題にされたわけですね。

○遠藤洋一委員 はい。

○藤井克己委員長 こころ辺に関して、ほかの委員の方から何かありますか。あるいは、森課長さん、回答ですか。情報提供に関してお願いします。

○森復興局企画課総括課長 失礼いたします。計画の見直しでも挙げたところではございますけれども、何よりも復興の情報、どれがどのように行われているのか、今後行うことになっているのか、それをわかりやすく即時、すぐにお伝えすると、被災者の皆様、各地域にお伝えするということが何よりも重要で、それがまた復興のマインドにもつながると考えておりますので、その点を今後とも工夫してまいりたいと存じております。よろしくお願いたします。

○藤井克己委員長 提言の1番には、被災者への復興に関する情報提供ということなのですが、今の資料3の意識調査ということになると、県民全体に関して今の取組の状況をどう反映しているかということですので、遠藤委員の情報提供というのは、県民全体に対するPRという、意識調査に的確に復興の状況が伝わっているかどうか、それがやっぱり意識調査で出てくるわけですから、御指摘の点はそういうことだったと思います。被災者向けのということではなくて。この辺については、後ほど県の側からの御回答もお願いしたいと思います。

あと全体を通じての話題提供にもなるかと思いますが、ほかいかがでしょうか。

○遠藤洋一委員 済みません、続けて資料4のほうを。

○藤井克己委員長 そうですね。資料3に関して、ほかの皆様からは何かおありでしょうか。

では、植田委員、お願いします。

○植田眞弘委員 101ページの各種指標等のところなのですが、人口の状況というのがあります。資料3ですが、例えば宮古市が1,745人減っているとあります。これはなりわいの再生の阻害要因にもなっておりますけれども、私、宮古市を調べておりまして、宮古市

というのはご承知のように田老、新里、川井と合併したわけです。宮古市の旧宮古市と旧田老町の間に崎山地区というのがあります。今、そこが物すごい住宅ラッシュなのです。というのは、田老の方がそこに家を建てられているわけです。保険とか、いろいろ補助金とか、蓄えがあるような人ということなのではないでしょうか。そうすると、宮古市の人口減というのは1,745ですけども、同じ宮古市の中でも田老の方が宮古に大量に今家を建てて越しているわけです。そうすると、その辺のところはこの宮古市というくくりでは出てこないのです。ですから、同じ宮古市の中でも、例えば田老地区の人口減少というのはもっと実際は大きいのです。ただ、統計上は同じ宮古市の中で移っているだけになります。そういうところをもう少し詳しく、指標のところでは、例えばご承知のように沿岸地区というのは小さな入江単位になっていますから、そこにおける固有の状況というか、そういうのもここの中にもう少し詳しく踏み込んだ分析、指標になっている方がいいのではないかと思います。ですから、例えば宮古市の人口減少は、まあ、こんなものかと。ところが、その同じ宮古市の中でも田老自体ははるかに深刻なわけです。山田も同様です。そういう市町村合併したことによって、宮古市という大きなくくりでこのように統計が出てきますけれども、それは私がいろいろ調査していても、それだと実態が見えないなというところがありますので、その辺のところをご検討いただければと思います。

以上です。

○藤井克己委員長 その辺は把握可能なのでしょうか。お願いします。

○小野復興局企画課計画担当課長 県といたしましては、広域自治体という観点から、特に他の市町村に人口が転出しているのか、そういった観点からはまた別途分析を行っております。今、植田委員御指摘の市町村内のことにつきましては、まず基本的には各市町村の中でどういうふうになっているかということの分析も重要かと思います。ただ一方で、まちづくり等で大変多忙な中といったこともございますので、どこまでの市町村内、地区ごとの人口移動についての数字を統計的に見ることができるとか、あるいは個別の調査が必要なのか、その辺も検討する必要がございます。さらにそういった詳細の分析ができるのか課題として受けとめさせていただきたいと思います。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。

いわて復興レポートですが、全般についてほかにも何か御意見おありでしょうか、御質問よろしいでしょうか。

確かに市町村は、合併以前の単位の方が割合と実態を反映しているという気もいたします。よろしいでしょうか。

それでは、資料4、復興実施計画の見直しに関するところですが、これについて遠藤委員。

○遠藤洋一委員 それでは、資料4、横のA3判のものについてまず伺いたいと思います。右側ですけども、上段に計画見直しの概要と、3つの分野に分けて概要がございます。1番目の「安全」の確保について、説明文の2行目なのですが、**「防災文化の醸成等ソフト対策を充実させ、災害に強いまちづくりを推進」**とありますが、これは具体的に追加の事業とか見直しの事業として、どういうところにそれが表れているのか把握できなかったもので、お教えいただければと思います。

それから、裏側のほう、参考データ、その左側のほうに追加事業(36)というふうに記

載がございました。その分野ごとの順序といいますか、これがまだ順不同だと思えます。今後整理して右の表と同じような形で整理なさるのでしょうか。これについて、まずお伺いできればと思えます。

○藤井克己委員長 2つ御質問ありましたが、まずは防災文化の醸成等という、この辺です。追加事業にどういう形でということですが。

○小野復興局企画課計画担当課長 1つ目の御質問の関係でございます。「安全」の確保について、特に「防災文化の醸成等ソフト対策を充実させ」というふうにございます。この文章につきましては、実は当初、昨年8月に計画いたしました文言と基本的には同じでございます。と申し上げますのは、安全の確保のところにつきましては、新たな追加と申し上げるよりは、計画に基づいたさまざまな事業を迅速、さらに加速化させながらやっていかなければいけないといったことがございます。そういったところもあって、1つには災害廃棄物の関係、あるいは三陸の復興道路、そういったものについて計画に盛り込まれたものをしっかりとやっていくといったことが基本でございます。さらに、今御質問ございました防災文化の醸成とソフトの関係につきましては、若干広い切り口で恐縮でございますけれども、21ページを御覧いただきたいと思えます。21ページの下から4つ目、津波防災伝承事業といったもので地域防災力強化プロジェクト事業といったものがございます。これは、さまざまな防災教育の教材の作成、あるいは地域の防災教育のリーダーを育成するといったもの、さらに1枚めくっていただきまして22ページ、これは若干プロジェクト的なものでございますけれども、メモリアル公園等の整備事業といったもので、津波の被害を語り継ぐというような観点からメモリアル公園等を整備していくといったことでございます。また、その上にも再掲になっておりますけれども、先ほどお話ししたものが防災関係の文化醸成事業というものを盛り込んでいるところがございます。繰り返しになりますけれども、これにつきましても見直しということではなくて、既に盛られているということでございます。

以上でございます。

○藤井克己委員長 あと、裏面の追加事業の順序というのですか、順不同だということですが、何か。

○森復興局企画課総括課長 掲載事業の順番等につきましては、今後整理させていただきたいと存じます。よろしくお願ひします。

あと、ご参考までなのですが、防災文化の見直し等の関係、参考資料ということでA4判の横の資料を配らせていただいておりますが、ここの4ページ、5ページあたりがその関係でございます。網かけになっていた部分を充実させていただいた部分でございます。例えば、防災組織の関係につきましても充実させていただいておりますので、そういうところでもって進めていきたいと考えているところです。

○藤井克己委員長 大体今の説明よろしいですか、遠藤委員。

○遠藤洋一委員 はい、わかりました。

○藤井克己委員長 ほかいかがでしょうか。復興計画の見直しに関するところでございます。見直しの結果、廃止、中止となったものが14ですか、一方でまた追加になったものが36ということで、重複部分ありますが、見直し前に比べて441に対して463ですか、この実数でも十幾つ増えているということになっております。この辺の一覧表がA3判の裏

面になっております。

ほかいかがでしょうか。

○遠藤洋一委員 A3判以外でもよろしいですか。

○藤井克己委員長 資料4、見直しに関してですね。はい、どうぞ。

○遠藤洋一委員 続けてお願いいたします。冊子の実施計画案の改訂のところなのですが、これについて何点かお伺いしたいと思います。

まず、表記にかかわることかもしれませんが、3ページ、「3つの原則」ごとの見直し概要、枠の中の「主な見直し」について何点か伺います。まずタイトルが気になったのですが、主な見直しとあって、「取組のボトルネックの解消と復興の加速化に向けた手立」とあります。それで、例えばこの「安全」の確保に関して、2つ目の項目ですけれども、「復興の進捗の情報共有」、この4行目なのですが、そこに「生活・事業再建に関する情報を」とあります。の部分は4ページ、5ページでの記載でいいのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

それから、タイトルに関連して、6ページ、大きな3の「復興の加速化に向けて」というところ、横断的なポイントとして3つ挙げていただきました。ボトルネックの解消については、情報提供の充実とともに、専門委員会からの御提言もあったところですが、このボトルネックの解消というのは具体的にそれぞれの分野ごとにこれから洗い出しして、解消に向けて取り組まれるということなのか、もう既に洗い出しが終わって、それぞれの分野ごとに特定されているという理解でよろしいのかどうか。もしこれから洗い出しをされるのであれば、3ページからのそれぞれ枠の中のタイトルは、「主な見直し～復興の加速化に向けて」ということだけでよろしいのではないかと、あるいは「主な見直し」だけでもよろしいのではないかと思ったのですが。6ページでは、まちづくりに関しては用地の確保とか、ボトルネックについてさまざま具体例がありますけれども、その他の分野のボトルネック解消について、どんな形で今枠に入っているのか。まず、ここまでお願いしたいと思います。

○藤井克己委員長 よろしいでしょうか。

○蓮見復興局復興担当技監 3ページ目の四角の中の記述につきまして、生活・事業再建に関する情報というところがあるのですが、安全に関するまちづくりの事業に関する情報が生活再建とか事業の再建に資するという意味合いで書かせていただこうと思ったのですが、表現ぶりが言い切れていない部分もございますので、もう少し修正をさせていただきたいと思います。

○森復興局企画課総括課長 各種事業実施に当たってのボトルネックの関係でございますが、一部まちづくりの関係で特定がされつつあるものもありますけれども、具体的にはどこの地区でどのような事業で、という時と場所を指定して、それぞれ考えていくというのが重要だと思っております。これにつきましては、関係者が一堂に集まって対策、対応を考える組織体ですとか、何がボトルネックになっているのか、洗い出しをやるような組織体も作っておりますので、現在ボトルネックの特定もあわせて進めているところです。

○藤井克己委員長 よろしいでしょうか。

はい、高前田さん。

○高前田復興局副局長 私から補足をさせていただきます。ただいまのボトルネックの関

係につきましては、本文3ページに記載をさせていただいておりますのは、特に交付金事業等の具体化が進んでいまして、土地利用の関係でありますとか、さまざまな規制が具体的になってきております。それを解消するために、私どもは事業円滑化チームというものを発足させまして、具体的な取組を開始しているところでございます。

それから、6ページのボトルネックの解消につきましては、こういった土地利用規制に影響することなく、さまざまな安全、暮らし、なりわいといったような事業を進める上で、何が事業を推進する上でのまさに障壁、障害になっているのだといったようなことをもう少し分野横断的に広くこれから検討し、取り組んでいくといったような趣旨でまとめているものです。

○藤井克己委員長 よろしいでしょうか。かなり重要な点の御指摘だと思います。どこが阻害要因になっているか、その辺の問題点を洗い出して、円滑化チームを設けて取り組むということのようです。

ほか関連して何か御意見、御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。田中委員、お願いします。

○田中卓委員 円滑化チームというお話を伺って、この間新聞等でも拝見したのですが、実際にどのような組織体で、どのような頻度で、こういった形での取組をなされるのか、より具体的な御説明をもし聞かせていただければお願いしたいと思います。

○藤井克己委員長 重要な点ですので、説明をお願いします。

○蓮見復興局復興担当技監 円滑化チームでございますが、主に土地利用再編関係の許認可等につきまして、さまざまな関係部局がございますので、一堂に会して方針決定とか、スケジュールとか、役割分担を決めて、それに従ってやっていくというものでございます。区画整理とか、高台移転とか、事業を所管している部局、それから許認可を所管している部局、それから我々復興局が入りまして、市町村から依頼があった都度チームを編成して、行って作業をするということで考えているところでございます。

○藤井克己委員長 はい、どうぞ。

○田中卓委員 土地関係に関しては、今お話伺ったとおりでと思うのですが、例えば交通手段とか、いろんな物流に関して、今まで規制があつてなかなか新しく店舗が建てられないとか、病院なんかに移動するのに非常に足を確保するのが大変だとかというようなお話等もあると伺っておるのですけれども、そういった各方面への水平展開というのとも同時に考えられていると認識してよろしいのでしょうか。

○蓮見復興局復興担当技監 現在、一番事業を促進する上で問題になっているということで、土地利用の関係の許認可を扱うチームを制度化させていただいたのですが、ほかにも多々問題が出てくると思いますし、その場合、関係部局も異なってくると思いますので、案件の発生次第どのような組織体でどう処理していくのが適切か検討させていただいて、対応していきたいと思っております。まずは、土地利用の許認可関係でチームを制度化させていただいたということでございます。

○藤井克己委員長 となりますと、今の御質問を伺っていますと、原則で言うと1番、「安全」の確保の中で最初に出てくる防災のまちづくりですか、その辺の分野に関することが中心になりそうですね。田中委員の御指摘は、もう少し生活の再建とか、なりわいの再生ですか、2番目、3番目の原則にも似たような問題があるのではないかという、恐らくそ

ういう御指摘だと思うのですが、共通する問題がボトルネックという形で、いろんなところが制度的な問題、あるいは縦割りのもの、対応の弊害、この辺が障害になっているのではないかという、その辺は反省からの立ち上げだと思うのですが、よろしいでしょうか。では、ほかの分野に関しても御配慮を願いたいということを申し上げておきたいと思います。

それでは、資料4に関してですが、遠藤委員、今のようなボトルネックとか、一般的なご意見だと非常にありがたいのですが、

○遠藤洋一委員 確認したいのですが、今日いただいたA4判横の資料、これも公表なさるのですか。わかりました。

一般的なことで恐縮ですが、見直しの視点ということで、個人的な観点から2点お話しさせていただきます。いろんな形で今までも取り組んでいただいて、見直しもしていただいておりますけれども、特にこれから向かって、留意していただければと思う点を2点申し上げます。1つは2回目のこの委員会で教育関係のところでお話したのですが、持続発展教育という考え方がございます。特に岩手県では、岩手大学中心に全学で「持続共生教育」という形で取り組んでおられますけれども、国連とかユネスコが中心に進めています。先日のオリンピックの開会式の式辞でも取り上げられた言葉なのですが、持続可能な発展の視点、ぜひ本県の復興のさまざまな事業に取り組むに当たっても留意していただければと思います。福島県の復興計画の基本理念の中では、第1番目にこの持続発展可能性というようなことを取り上げております。本県の場合には、直接復興計画にはこの持続発展可能性についての表記はなかったと思いますけれども、例えば県民計画もそれぞれの地域の持続発展可能性を求めてあるべき姿を探っていくものではないかと思っております。今回の専門委員会の御提言の6にもありますけれども、今後、沿岸地域に関しても地域編が出されると思います。その中のビジョンをつくるに当たりましては、ぜひこの持続発展可能性に向けた視点というものに留意していただければと思います。

もう一点は、これも前の委員会で申し上げました社会的包摂の視点です。復興基本計画の第6章「復興の進め方」に記載があるわけですが、先ほど植田委員からは人口動態、流出のお話もございました。それぞれの地域の被災者あるいは被災事業所の方々、本当に困っていらっしゃる状況にあると思います。さまざま取組の中には相談支援事業も組んでいただいておりますけれども、社会的包摂、ソーシャルインクルージョンも多分先ほどの持続発展可能性にもつながるのではないかと思います。ぜひその視点で留意しながら取り組んでいただければと思います。

以上でございます。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。今のは御要望という形で、今後取り込んでいただきたいということかと思っておりますけれども、2つの視点ですね。確かに重要な御指摘だと思います。持続可能な共生社会づくり、もう一つは社会的包摂という考え方ですね。この辺がベースにならないと、多様な主体との連携というのはなかなか生まれてこないと言えるのではないかと思います。

それでは、今のは御意見として承ったということで、資料4、復興計画の見直しに関して皆様から御意見なければ、資料5が総合企画専門委員会からの御提言でございます。かなり重要な内容のものでございますが、何かこれについても御意見、御質問いただければ

と思いますが、よろしいでしょうか。

平山委員から、何か補足とか、先ほどもありましたが、よろしいですか。

○平山健一委員 はい。

○藤井克己委員長 提言の1番に、被災者への復興に関する情報提供をとということが盛り込まれておまして、どうやって情報を伝えるかということ、支援機能の充実も指摘しておられます。大きく6項目にわたる提言でございますが、よろしいでしょうか。

遠藤委員が最初に御指摘になったのは、この岩手県内の地域間の受けとめ方の差ですね、この辺の違いを御指摘になって、かなり組織的なPRの重要性についてもおっしゃったのですが、よろしいでしょうか。

県の側から何か補足してとか、回答等ございますでしょうか。この辺の提言に関する受けとめ方ですね。

では、小野さんお願いします。

○小野復興局企画課計画担当課長 それでは、総合企画専門委員会から頂戴いたしました提言への対応について、何例か今事務局で考えているものについて御説明したいと思います。

特に資料はございませんが、1の情報提供につきましては、先ほど話にございました社会資本の復旧・復興ロードマップ、その市町村版について公表するとともに、また市町村における地域説明会等も開催を予定しているということでございます。そういったさまざまな情報について、引き続き提供していきたいと思っております。

また、被災された皆様とのコミュニケーション、これは非常に重要なものと考えておまして、沿岸4カ所の被災者相談支援センターを核としまして生活再建に関するきめ細かな情報提供、あるいは相談支援ハンドブック等も作成しておりますので、そういったものも活用しながら進めてまいりたいと考えております。

また、県内、県外へのさまざまな情報、被災地の現状の発信といったことでございます。実は昨年度も県外フォーラム等開催しております。事業の関係あるいは今後のまちづくり、あるいは防災のあり方といったものも踏まえたフォーラム等開催しております。こういった取組についても継続的に進めながら、県内はもとより全国、さらには世界にもさまざまな被災地の現状を発信してまいりたいと考えているところでございます。

また、6番の広域的な三陸復興ビジョンの共有に関して、中長期的な観点からも御意見を頂戴したところでございます。復興基本計画の章の1つとして三陸創造プロジェクトでは5つのプロジェクトを掲げています。このプロジェクトにつきましては、策定時において今後県内外さまざまな御提言などもいただきながら、さらにその磨き上げ、具体化といったような形で掲載しております。これにつきましては、今後このプロジェクトをさらに具体化を図りまして、ある程度、できれば年度内にもたたき台のような形で具体的な姿を作り上げていくことができると考えております。それに向けて、また御提言等も頂戴できればと考えているところでございます。

以上です。

○藤井克己委員長 資料5の提言に対してどう受けとめて対応するかという御説明でございました。先ほど来ボトルネックという表現も出ておりますけれども、これは事業を進める側にとっての、どこが障害になって、どこが共有化が図れないかという、そういう事業

推進側の発想なのですが、被災者の側からすれば、どこに相談に行けばいいのかという、その情報も伝わらないし、どこに行けばいいのか、ワンストップサービスの、そういう発想も必要なのではないかなと思います。ちょっとボトルネックというのは、こちら側というのですかね、被災者側に立っていない発想だなというふうに感じました。もちろん重要なことなのですが、復興を進める側から見ればそうなのですが、被災者側からすると双方向のコミュニケーションと書いていますけれども、行政とのやりとりの場をどこか1カ所にやっぱり収斂するような、被災者が被災地にいるとは限りませんから、盛岡、内陸部あるいは県外に出ている可能性もありますので、この辺の情報提供と情報をどこに相談すればいいのか、この辺をもう少し御配慮いただければと思います。

少し時間をいただいて、ずっと(2)の「復興実施計画」の見直しについて意見交換してまいりましたが、それでは皆さんからもうなければ、次の報告に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

(3) 各界の復興に向けた取組状況について

- ・ 特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会
- ・ 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会
- ・ 一般社団法人岩手県銀行協会
- ・ 岩手県商工会議所連合会

○藤井克己委員長 (3)の各界の復興に向けた取組状況でございます。前回の委員会から多様な主体の参画の観点から、各界を代表する委員からそれぞれの分野の状況や課題等について御発表いただき、意見交換するとしたところでございます。

本日は、4名の委員より御報告いただく予定となっております。意見交換につきましては、4名の委員すべての御報告を受けた後でお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、まず及川委員、御報告をお願いします。

○及川公子委員 岩手県婦協の及川でございます。

全国からたくさんの物資を頂戴いたしました。それで、顔の見える支援がしたいということで、ほとんど全部各地域に行っております。主立ったところをちょっとお話しさせていただきます。九州の佐賀県から14トントラックで5回荷物が来ております。布団類とか衣類、瀬戸物、日用雑貨、さまざまなものが届いております。

同じ佐賀県の有田からは、食器の7点セットということで、中皿、小皿、お茶碗とか、そういう7点セットを1,500組頂戴しております。同じ有田から、トリム体操ということで月に1回、2泊3日で各仮設を回って心と体のバランスをとる体操をしながら被災者の皆さんと交流をしております。

茨城県から、昨年と今年コンサートに招待されまして、それは全部茨城県持ちです。宿泊から、食事から、大型バス、全部で昨年、今年で6台分でしたけれども、それで昨年は出発の朝の被災者の方の表情と帰りの表情が全然違っていて、何か少し明るく元気におしゃべりをしているのを見たら、ちょっとほっとするということがございました。なるべく仮設から皆さんを内陸にというか、仮設から出て何か楽しいことをするというのは必要だなと思っております。

全国の仲間からも支援金を頂戴いたしまして、被災者の皆さんから要望のあったものをその支援金で調達して届けております。例えばミシンの22台、長靴とか湯たんぽ、下着類、シーツ、化粧品等、さまざまな要望があります。これには、まだこれからもできるだけ要望に応じていきたいと思っております。一応私どもは、5カ年計画を立てております。

あとは、手仕事をしながら楽しく仲間づくりということで、古い毛糸でも何でもいいからありませんかということで皆さんから集めまして、毛糸でモチーフをつくって、それで膝かけを作ったり、アクリルたわしを作ったりとか、いろいろなものを女の方々は工夫してやっております。あとは、今衣類でリフォーム、エプロンとか、手提げ袋とか、ひもとか帯が欲しいということで、そういうものでドレスをつくったりとか、袋物をつくったりということをやろうとしております。

仲間との交流ということで、炊き出しを各地区で行いました。あとは、できるだけ被災地に行って買い物をしたり食事をしたりして被災地応援をしようということと、同級会を被災地で行った団体もあります。買ったものだけではなくて、家庭で本当に塩とシソの葉で漬けた梅干しが欲しいという要望がありまして、段ボール箱6個分届けたということもございます。

取組を進める上での課題と今後の取組方向ということで、明るく前向きに暮らしていくための仲間づくりということで、私どももやっぱり仲間づくりをして、積極的に事業を行って資金を得るといふ、そういうことをしていかないと、なかなか支援はできないなということ。被災地でもお菓子をつくって販売をしている団体もございます。

心と体の健康、これが本当に一番大事だなと思えますし、それにはやっぱり仕事、なりわい、生きがい、心の健康にもつながるし、特にも食事、どうしても単品とか、そんなものになってしまっているなと思っております。あと、夕方仮設住宅にはラーメン屋さんが入っていくのだそうです。それで、そのラーメン1つで夕食を済ませるといふお年寄りもいらっしゃる、本当に健康が心配だという話を聞いております。年をとって、たった1人自分が残って何もできない、食事の支度も何もできないという方がいらっしゃるそうです。

お年寄りは、とにかく死ぬまでこの仮設に入っていたいのだと、そういうお年寄りの不安を解消するためにどうしたらいいのかなと思っております。被災地では、最初は本当にすべて流されてしまったので、物資は何でも必要でしたし、欲しかったのです。そして、今はまたうちを建てるために節約をしたいので、やっぱりまた物資が欲しいと、寝具類が欲しい、瀬戸物が欲しい、また梅干しも欲しいという要望が来ております。あと、女性も男性も自分のことは自分でできるように、元気で前向きに生活していくことがだれでも大事なことだと思えます。

この災害に携わって、人と人とのきずな、組織のきずなを本当に心強く、温かく感じております。これからも被災された方々に心を寄せていきたいと思っております。私どもの団体で各市町村の会長にアンケートを今お願いしているところですが、次回にはそのアンケートもまとまるだろうと思えます。

以上です。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。

続きまして、社会福祉協議会から桑島委員、お願いいたします。

○桑島博委員 主な取組内容と今後の課題、それからこれからの取組の方向について、若干申し上げたいと存じます。

まず、主な取組内容でございますけれども、何と言いましても生活相談員の配置、これは非常に被災者にとっては心の拠り所といいますか、非常に頼りにされている相談員の配置でございました。これはここにもございますように、計画といたしましては209名を予定したわけですが、配置数は195名ということでございます。この配置数につきましては、各市町村社協、特に沿岸被災地域の社協の御意見を十分にお聞きしまして配置数を決めたのですが、この中で陸前高田、釜石、大槌、これは計画よりも配置数が少ないわけでございます。これは相談員の方々は女性の方が約8割でございます、被災された方も相当ございます。そういったことから、今申し上げました3つの市町につきましては応募者がないというのは、やはり被災された方々を訪問していろいろお話し合いをする、相談に預かるということになれば、自分もそういう立場にあるものですから、なかなか積極的に取り組めない。むしろその方々も心のケアを必要とするというような心配事も重なって、なかなか応募されなかったというような事情があったようでございます。

これらの対策につきましては、後ほど申し上げますけれども、これは昨年8月からこの相談員を配置いたしまして、被災地の支援に努めていますが、この相談員の方々は原則週に1回仮設住宅の入居者を訪問するというようなことで、訪問していろいろ相談に預かっておるわけでございますが、仮設住宅にお入りになっている現在の世帯数は1万2,519でございます、全部訪問をいたしました、そのうち839の世帯はなかなかお会いすることが面倒でございました。その大きな原因は、内陸部に仕事で出かけるという方もございましたし、また他にみなし仮設を利用する、あるいは内陸部においでになって、物置がわりと言ったらちょっと表現が悪いかもわかりませんが、そういった家財道具その他を置いておくというような状況のところも結構見受けられたということで、この不在世帯数が839というような数字になっておるところでございます。

それから、仮設住宅以外の被災世帯でございますが、このみなし仮設は3,169世帯でございます、近隣の町村あるいは市内の住宅のお部屋をお借りするというようなことで、仮設のみなしということで、県からも若干の補助をいただきながらそこで生活をしておられる方々でございます。これらの世帯につきましても、3,169世帯のみなし仮設世帯訪問が2,570というようなことでございました。

それから、生活支援相談員による年末年始の重点訪問活動でございますが、実は仮設住宅、そして特にみなし仮設の場合等は実態を把握するのがなかなか面倒でございまして、その市町村の役所に伺っても、なかなかプライバシー等の関連で入居世帯状況の情報をいただくことが非常に困難でございまして、また例えば65歳以上の老人の方々を抽出したということもございますけれども、地元の老人クラブでもこれが実態を把握できないということで、非常に困難を来したわけでございますが、この年末年始の重点訪問活動ということでくまなく相談員が訪問をいたしまして、実態を把握いたしました。この活動は新聞等でも報道されましたが、韓国、台湾からの共同募金、それから岩手県の老人クラブからの寄附金をいただきまして、約2,000万円で事業を展開したわけでございますが、日常の生活用品、食料、そういったものの5品目を設定いたしまして、全部はがきでもって社協のほうに希望する品をご連絡いただくというようなことで、これは大変被災世帯の方々に

は好評でございました。そういったことで、この重点訪問活動ということの真心ギフト配布事業、これによってかなりの被災者の状況を把握することができたという経過がございました。

それから、生活支援相談員対象研修会でございましたが、先ほども申し上げましたこの相談員の確保につきましては、なかなか条件を厳しくしまして募集するということになれば非常に面倒でございますので、基準を相当下げまして応募いただいたわけでございます。そのかわり、採用いたしましてから研修を何遍となく行いましたし、また実態の事例のいろいろな研修を頻繁に設定をいたしまして、事例研究をしながら相談員として十分に相談に耐え得るようなことを身につけていただいております。

それから、災害ボランティアセンターでございますが、これはここに書いておるとおりでございますが、約 38 万 3,000 人の方々にボランティアとして御協力をいただいたところでございますが、御案内のとおりだんだんボランティアの仕事の内容も整理されてきておりますので、減少しつつございますが、現地からはこのボランティアの減少につきまして、問題がいろいろあるかと思いましたが、先日の調査では何ら別に問題ないというような報告を受けております。いずれこれらも行政あるいは NPO の方々と協議をしながら、今後、またボランティアの活動内容を整理してお願いをしたいと考えております。

それから、生活福祉資金等につきましては、十分行き渡るように皆様に情報提供をしながら支援をいたしておるところでございますが、現在のところ特に問題はございません。

今後の課題でございますけれども、これは先ほども申し上げました相談員の確保でございますが、今のところは 24 年度までは大丈夫でございますが、25 年度以降、特にも 25 年度は人件費の確保はまだ決まっておられませんので、これが相談員の方々が非常に不安に思っているところでございますが、もしそれがはっきりしないのであれば、他に仕事を求めることとなりますと相談員が退職されるという非常に大変なこととなりますので、全社協もそうですし、県からもお願いを国にさせていただいておりますが、ぜひこの人件費の確保には社協、県挙げてお願いをして確保いたしたいと、このように考えておるところでございます。

それから、今後の取組は、今申し上げました相談員の確保につきましてのいろいろな手だて、それから災害の復興基金等をできるだけ活用していただくような積極的な PR をしたいと思っておりますし、それから社協でも役職員がお亡くなりになった、あるいは建物そのものが全部流失したというようなところがございまして、今復旧に全力を尽くしておりますが、何か資金的な面も非常に問題でございますので、これらは国の制度あるいは県の御指導をいただきながら、ぜひ再建の支援を積極的に進めたいと、このように考えておるところでございます。

ちょっと長くなりましたが、以上でご報告を終わらせていただきます。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。

それでは、岩手県銀行協会を代表して、高橋委員は今日御欠席ですので、代理で御出席いただいております齋藤専務からお願いいたします。

○齋藤雅博委員代理 着席のまま報告をさせていただきます。

なお、表題に銀行協会の取組としておりますけれども、内容的には主要金融機関が協調あるいは連携をして取り組んだ事項等を中心に記載しておりますので、あらかじめご了承

いただきたいと思います。

それでは、資料1ページ目は前置きですので、2ページ目にまいりまして、主な取組内容です。まず1つ目が震災対応連絡協議会の設置ということで、主要行が協力して震災対応に当たることを目的としまして、連絡協議会を3月17日に立ち上げてございます。以降協議の上、被災地区への現金輸送、それから書類輸送等のメールカーの共同運行、それから情報の共有化、仮設店舗の共同設置などを実施してございます。

2点目が金融インフラの早期復旧ということで、金融界としてはこれが最優先課題でございました。今回の震災により県内金融機関24カ店が営業休止という事態に陥りました。この店舗の早期復旧ということで取組まして、現在は震災前の状況にほぼ復旧しております。仮設店舗等含めると、震災前の状況に復旧してございます。

3点目が各種御相談窓口の設置ということで、全金融機関が各種御相談窓口を設置いたしまして、復興資金御融資の御相談等に応じるとともに、国、県、市町村による各種復興支援策の活用も支援してございます。大半の金融機関が発災直後の営業日、3月14日には窓口を設置しております。

4点目が二重ローン対策の機構等設立への協力と人材派遣ということで、岩手県産業復興機構、それから個人版私的整理ガイドラインの設立に協力するとともに、専門知識を持つ人材を派遣してございます。県内金融機関からは、産業復興機構に11名、それから個人版私的整理ガイドライン運営委員会岩手支部に4名を派遣してございます。そのほかに金融界としては全国銀行協会、それから地方銀行協会からも人員を派遣していただいております。

5点目が被災者支援に係る要望の実施ということで、昨年9月に岩手県に「東日本大震災津波による被災者の住宅再建に向けた支援策拡充に関する要望書」を提出しております。これを受けて、県のほうでは住宅ローンの無利子化、利子補給制度の創設を実施していただいております。

4ページにまいりまして、産業復興支援というのをいろんな観点から実施してございます。1つ目が「復興元年！いわて金融応援キャンペーン」への参加ということで、24年の4月1日から5月31日まで金融応援キャンペーンを実施しております。これにつきましては、東北財務局盛岡財務事務所、それから岩手県商工労働観光部が主催で金融機関が協力という形で参加をさせていただいております。キャンペーンの内容としては、各金融機関における金融応援の取組ということで、金融機関が一体となりまして被災された企業等のニーズを的確にとらえ、復興を後押しするため金融相談会等を積極的に開催しております。

それから、被災地等の県産品の販売促進支援ということで、いわてデスティネーションキャンペーンとタイアップし、被災地等の県産品の販売支援を行っております。

それから、金融応援セミナーの開催ということで、県内の4地区において説明会を開催いたしております。

それから、支援策の2点目としては、各金融機関における被災地の企業支援ということで、商談会の開催や販売カタログの作成等を行い、被災された企業の販路拡大や新規事業進出などを支援しております。具体的には、岩手県産のお歳暮、お中元カタログを作成いたしまして、地銀協等を通じて販売促進支援を行っております。

資料次のページですが、取組を進める上での課題ということで、3点記載してございま

す。まず1つ目が被災市街地の土地利用計画や浸水地域の高台移転計画等の早期決定ということです。どこで事業を再開できるのか、どこに住むことができるのかの見通しがつかなければ事業計画や生活設計を立てることができず、結果として復興資金の融資も発生しないこととなります。復興を金融経済面から強く支援するためにも、土地利用計画や高台移転計画の早期の決定が必要と考えております。特に中心市街地をどこに置くかと、どうするかという点については、各地の商工関係者が非常に注視しておりますので、ぜひ早く決定をしていただきたいと思います。

2つ目が新たな産業の育成と企業誘致です。復興を支えるため、環境未来都市構想における再生可能エネルギーなど新たな産業の育成と復興特区の税制優遇を活用した企業誘致を進める必要があると考えております。復旧ではなく復興という意味では、やっぱり新しい産業を興すことが必要だと、育成が必要と考えております。さらには、そういった企業を立ち上げる起業家、ベンチャーの育成も必要と考えてございます。

3点目がPFI・PPPの推進ということで、公共施設の復旧や新規建設において、施設の設計、建設、運営、維持管理等に官民の知恵を結集するため、PFI、PPPを積極的に採用すべきだと考えます。特に箱物等をつくる場合には、これを使っていただきたいというふうに考えております。

資料次のページですが、今後の取組方向です。1つ目が復興需要への安定的かつ円滑な資金供給ということで、地域とともにある金融機関として、本来の使命である安定的かつ円滑な資金供給に一層積極的に取り組む中で、地域の再生、復興に貢献したいと考えております。さらには、リスクマネーの供給という観点では、ファンドの創設等も選択肢としてあるのではないかと考えております。

2つ目がまちづくり、産業づくりに対する積極的支援ということで、新たなまちづくりや新産業の創出に向けた支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

3点目がソリューション機能の発揮ということで、各金融機関がソリューション機能、問題解決機能を発揮いたしまして、被災された方々のさまざまな悩みの解決を図ってまいりたいと考えております。

4点目が人材の育成、これは金融機関側の人材の育成ということです。企業誘致等を図るため、専門的知識を持った人材の育成を行ってまいりたいと考えております。

報告は以上ですが、地域とともにある金融機関といたしましては、今後とも地域と一体となってこの難局を乗り越え、活力に満ち、豊かさにあふれるふるさと岩手を取り戻すため全力を傾注してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。

それでは、岩手県商工会議所連合会、元持会長の代理で御出席の玉山理事、お願いします。

○玉山哲委員代理 はい、かしこまりました。

商工会議所では、去年の10月3日以来復興相談センター、国、県の御指示をいただいているところでございますが、特段そのことに触れる前に、6県の商工団体、あるいは過日野田総理が沿岸にいらした際にもさまざまな要望をしております。内閣府、経済産業省、国土交通省、財務省、復興庁、環境省、その他にさまざまな要望をしております。

すが、当県に深く関係するところになりますと、I L Cの誘致、高速道路のしばらく被災地への料金の低廉化要望などをしておるところでございます。

それでは、二重ローンについて御報告をさせていただきます。政府の二重債務問題の対応方針、これは後でお読みください。

次のページ、岩手県産業復興相談センターの相談受付状況ということで、現在まで1,300件くらいの相談件数ございますが、実りの上がったものについては、20日現在で308件ということで、買取の決定が12件ということになってございます。買取決定の企業については、次ページ以降に記載をしてございますから、お読みをいただきたいと思ひます。

それから、やはり銀行協会さんもおっしゃっておるとおりで、私どもの調べでも宮古市の商工団体の会員事業所の中での被災率というのが61%、大槌町は87.6%、山田町73.6%、大船渡市は72.5%、陸前高田市は何と86.4%と、こういう莫大な被災状況の中で、買取決定12件ということになってございまして、なかなか、国会でも御指摘をいただいておりますけれども、私どもは38名の相談員で毎日沿岸部に行きまいて相談をしてございまして、来月の初旬にはあと2件か3件、それから9月末までにはさらに18件ということで、30件を超える件数まで持っていこうということで現在進んでおります。銀行協会さんもお話しになっておりましたけれども、やはり街がどうなるのかということが一つは大きいと。それから、まちづくりができるということは人が戻ってくるということでございまして、初めてそこで商業が成り立つと経営者の方はお考えでございまして。やはり債権で買取した新しいお金を投入しても、今度はまた次の債権で営業が成り立たなければ、また三重ローンで苦しむということをお考えの人たちも多うございまして、私どもも十分頑張っておりますけれども、現在市町村のまちづくりのスキームが発表になっておりましたけれども、さらに加速をしていただくと、私どももさらにこの件数については推進をしていけると思ひておりますので、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

簡単ですが、以上でございます。

○藤井克己委員長 どうもありがとうございました。

以上、今回は4名の委員から各界の所属団体等における活動状況、取組について御報告いただきました。ここで知事からの今回の意見交換を踏まえての所感等をお聞かせいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○達増知事 本日は、委員の皆様方、代理の方も含め、またオブザーバーの方々も、お忙しい中お集まりをいただきましてありがとうございました。

今日は、復興実施計画の内容の見直しという重要なテーマについて御審議をいただきました。また、各界の復興に向けた取組についてということで、4人の委員の方々から御報告をいただきまして、これも大いに参考になりました。今週は、明後日、国の復興推進委員会も開催予定で、私も出席いたしますが、そちらの議論にも今日の審議の内容は反映をさせていきたいと思ひます。

大震災発災からもうすぐ1年5カ月になりますけれども、さまざま復興の進行に従いまして新しい課題が見えてきたり、また作業量が非常に大きいことが見えてきたりなどなど、随時検討や見直しということが必要になってくると思ひます。それぞれの地域、またそれぞれの分野での復興をめぐる最新の情勢について、県でも伺いながら進めていきたいと思ひますので、また今後ともよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○藤井克己委員長 どうもありがとうございました。

議事の（４）はその他でございます。委員の皆様から何かございますでしょうか。
はい、どうぞ。

○井上明オブザーバー 復興庁の岩手復興局長の井上と申します。オブザーバーで参加させていただきます。

今日は4名の委員の方から御報告されましたけれども、そのうちの3番目の岩手県銀行協会からの資料につきまして、御質問というか要請をさせていただきたいと思えます。ページ数は5ページ目でございます。取組を進める上での課題と書いてございまして、被災地の土地利用計画や浸水地域の高台移転計画等の早期決定というところで、復興を金融経済面から強く支援するためにも土地利用計画や高台移転計画の早期決定が必要でありますと書いてございます。それに関連するものとしまして、浸水エリアの土地を売って、お持ちになっているかつて住宅があったところの土地を売って、その資金を使って高台に移転をされようとする方がいらっしゃいますが、浸水エリアの土地を地方公共団体が買うためには、住宅ローンで設定されております抵当権を抹消しなければいけないという作業がございます。これは、金融機関の御協力を得ながら進める部分であると思えますので、何とぞよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○藤井克己委員長 タイアップして、よろしくお願いたします。

何か、齋藤さんお願いします。

○齋藤雅博委員代理 問題意識としては持っております。

○藤井克己委員長 その他、先ほどもちょっと宿題でしたが、意見交換をさせていただきました。ほか皆さんから何かおありでしょうか。よろしいでしょうか。

「なし」の声

○藤井克己委員長 それでは、どうもありがとうございました。

それでは、議事をお返しいたします。

3 その他

○小野復興局企画課計画担当課長 本日はありがとうございました。

次回開催の予定等につきましては、別途改めて御連絡を申し上げたいと思えますので、よろしくお願いたします。

4 閉会

○小野復興局企画課計画担当課長 それでは、本日の第9回の委員会につきましては、これもちまして閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。